

米国の関税措置に伴う「経営安定資金」の取扱い
に関する質疑応答集

令和7年4月

山 口 県

お問い合わせ先

山口県 産業労働部 経営金融課 金融支援班

TEL (083) 933-3188 FAX (083) 933-3209

<融資手続き>

- ① 本資金を利用する場合の手続きはどうすればよいのか。

中小企業者等が、本資金を利用する場合の手続きは以下のとおりです。

融資申込には、別紙「経営安定資金対象要件申告書」及び金融機関、保証協会所定の書類の提出が必要です。また、融資実行（保証承諾）に当たっては、金融機関及び保証協会の審査の結果、中小企業者のご希望に添えない場合があります。

【融資手続フロー】

- 融資（保証）申込み（窓口：各金融機関）



- 融資実行（保証承諾）

<融資対象>

- ② 融資に当たり、どういった業種を想定しているか。
また、本資金について、利用業種に制限はあるか。

融資対象の要件を満たす事業者であれば、業種は問いませんが、自動車輸出関連企業等を想定しています。

<融資対象>

- ③ 「輸出関連企業と間接的な取引を行っている中小企業者」とは何か。

米国の関税措置に伴う影響を受けている輸出関連企業との取引の連鎖関係にある中小企業者を想定しています。

<融資対象>

- ④ 「最近1か月間の売上高が前年同月比から減少」とは、どのような考えか。

4月3日のトランプ政権による、自動車関税等一律引上げ以降の売上減少の影響を考慮するため、「最近1か月間の売上高」としています。

<取扱条件>

- ⑤ 取引割合とは何か。

原則として、仕入高を含む取引の依存度ですが、取引形態によって異なる場合もあるため、個々のケースで判断することとなります。

なお、依存度を明確に検証し得ない場合であっても、関係書類、ヒアリング等により、一定の蓋然性のある場合は個々の実情に応じて判断することとします。

<取扱期間>

- ⑥ 当分の間とは何か。

関税引上げ等による中小企業者等に対する影響を見極める必要があり、取扱の終了時期は別途判断します。

<要件申告書>

- ⑦ 自らが輸出を行う中小企業者も「1 輸出関連企業との取引依存度」を記載する必要があるか。

自らが輸出を行う中小企業者の場合、記載する必要はありません。

<要件申告書>

- ⑧ 取引依存度の設定期間は。

原則として、過去の取引期間が1年以上の場合は、1年又は6か月とし（1年以上の任意の期間でも可）、取引期間が1年未満の場合は適宜、6か月、3か月等とします。

ただし、取引依存度を高くするために恣意的に取引期間を設定することはできません。

<要件申告書>

- ⑨ 売上高の1か月間とは。

原則として、申告月の前月実績とします。

<要件申告書>

- ⑩ 2か月間の売上高（見込）の確認方法は。

原則として、売上高（見込）については、受注残高表等で確認します。

ただし、業種業態によってはその疎明が困難なものも存在することから、個々のケースで判断することとなります。